

ガイドラインの特徴

- 自治体をはじめ関係機関・団体において、津波フラッグを用いて津波警報等の伝達を行う上での留意点や参考となる事項等をまとめたもの。

津波フラッグの活用に関する基本的事項

- ☆ 津波警報等を旗により伝達する場合は、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）を用いる必要がある。
- ☆ **津波フラッグを振り続けるなど伝達を継続した結果、伝達の実施者の避難が遅れることはあってはならない。**
 - 海水浴場等で強い揺れを感じた場合などにおいては、「伝達の実施ありき」とするのではなく、伝達の実施者の安全が確保されている場合を除き、津波フラッグの掲出は行わない。
 - このことを、伝達の実施者が十分に認識するとともに、海水浴場等の利用者に対しても十分に周知することが重要

津波フラッグによる伝達の実施

- (1) 伝達の実施場所
 - 海水浴場等において実施する。多くの者が視認できるよう、また伝達の実施者の安全を確保する観点からも、監視塔や建物の上など高さがある場所から実施することが望ましい。
- (2) 伝達の実施者
 - ライフセーバーや監視員等、津波フラッグを掲出する場所の近くに位置する者とする。
- (3) 伝達の対象者
 - 海水浴場等の利用者を対象とする。
- (4) 伝達の実施基準（タイミング）
 - 津波警報等の発表を、緊急速報メールや防災行政無線、ラジオ等により覚知した際に直ちに実施する。
 - 冬季や夜間など、海水浴場等の利用が想定されない時季や旗の視認が困難な時間帯に、津波フラッグの掲出を行う必要はない。
 - 津波フラッグの掲出にあたっては、ライフセーバー等が避難場所までの十分な移動時間を確保できるよう、気象庁から発表される津波到達予想時刻に基づき、掲出終止のタイミングを判断する。
- (5) 伝達の実施方法
 - 旗を掲げる、振る以外に、津波避難タワーや津波避難ビル等の海岸から見える建物に旗をぶら下げること有効な方法。



「津波フラッグ」による津波警報等の伝達（イメージ）
（日本ライフセービング協会ホームページより）

津波フラッグによる伝達の訓練・普及啓発

- (1) 伝達訓練の実施
 - 伝達の実施者においては、津波警報等が発表された際に適切に津波フラッグを掲出できるよう、定期的に訓練を行うことが望ましい。
- (2) 津波フラッグの普及啓発
 - 気象庁はもちろんのこと、津波フラッグを使用する自治体や関係機関・団体においても、津波フラッグの普及啓発に努めることが望ましい。